

7 輸 国 第 4955号

関税割当公表第75号の2

令和8年度の無糖れん乳の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）第6条の規定に基づき、ミルク及びクリーム（濃縮又は乾燥をしたものに限るものとし、粉状、粒状その他の固形状のもの以外のもので、砂糖その他の甘味料を加えてないものに限る。以下「無糖れん乳」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和8年4月1日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品 無糖れん乳(関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1第0402.91号に規定するもの)
- 2 割当数量 1,500 トン
- 3 通関期限 令和9年3月31日

第2 その他

関税割当申請書の提出先及び提出の時期、添付書類その他手続に関し必要な事項並びに割当ての基準に関する事項については、令和8年度の無糖れん乳の関税割当てについて（令和8年3月11日付け7輸国第4686号関税割当公表第75号）によるものとする。